

資料3

京丹後市まちづくり委員会活動の経過（平成 22 年度～）

政策企画課

＜平成 22 年度＞

- 地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動、これらを促す施策のあり方について
- 市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について（市民局のにぎわいの再生について）

＜平成 23 年度＞

- 京丹後市まちづくり基本条例施行後 4 年以内ごとの検討及び見直しについて
- 分庁舎方式の今後のあり方について

＜平成 25 年度＞

- 地域振興交付金の在り方について
- 市民局長の外部登用について

＜平成 26 年度＞

- 住民総幸福のまちづくり条例（仮称）の制定について

＜平成 27 年度＞

- 京丹後市まちづくり基本条例第 32 条に基づき、京丹後市にふさわしいものでありますかの検討及び見直しについて
- セーフコミュニティの世界認証取得に向けての取り組みについて

＜平成 28 年度＞

- 持続可能な地域づくりに向けて（提言書）

＜平成 29 年度＞

- 地域まちづくりリーダーの育成・支援策に関する（提言書）
- 中学生アンケートの実施

＜平成 30 年度＞

- まちづくりリーダーの育成について
- まちづくり委員会条例の改正について
- 中学生アンケートの実施

○京丹後市まちづくり委員会の諮詢答申

年月	内容	年月	内容
年月		年月	
問		答申	
H22.6	1.地域のまちづくりを自治と協働により進める組織のあり方に ついて	H22.10	① 住民自治組織のあり方 ② 様々な市民活動団体の再生及び活性化 ③ 地域リーダーの育成 ④ 地域づくりアドバイザーチームの検討 ⑤ まちづくり組織を持続可能な活動団体にするために ① 「市民局にぎわい」とは ② 市民局の市民活動団体等に開かれた環境づくりと空き部屋の活用 ③ 市民局の権限を強化 ④ 市民局に必要な職員数の最低限の確保 ⑤ 市民活動支援窓口の設置（地域まちづくりサポートの設置） ⑥ 市職員が積極的に地域に出向き、自治活動を支援する体制
	2.市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民 局のあり方にについて（市民局にぎわいの再生について）		1. 現行制度の見直しや市政運営の取組み等については、変更する必要なし 2. 遂条における改正 前文：「旧中郡」、「旧竹野郡」、「旧熊野郡」の削除 「丹後ちりめんに代表される」⇒「丹後ちりめんをはじめとする」 第13条 「年齢にふさわしい」⇒「年齢に応じた係わり方」 文末に「また、市民団体及び市は、青少年のまちづくり参加の機会づ くりに努めなければならない。」と追記
H23.6	1.京丹後市まちづくり条例施行後 4 年以内ごとの検討及び 見直しについて	H23.9	第15条「市議会議員は、議員活動を」⇒「市議会議員は、政治倫理 の確立に努めるとともに議員活動を」に変更する 第16条「実現するため、法令を誠実に」を「実現するため、政治倫 理を守り、法令を誠実に」に変更 第30条「子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。」を「子

		どもを学校や家庭のほか地域が支え、安心して子育てができる環境をつくる責務を有する。」に変更する
2.分庁舎方式の今後のあり方について	H24.2	1. 本庁機能を 1 か所に集中配置すべき 2. 将来的には全ての本庁機能を 1 か所に集中して配置すべき 用に耐えうると判断する限りにおいて、峰山庁舎、大宮庁舎、網野庁舎を分庁舎として利用する。いずれかの庁舎が利用に耐えられないと判断した時や、他の機能を持つ施設に転用する場合には、市民の理解が得られることを前提に、他の庁舎又はその周辺に集中して配置する。
H25.7 1 地域振興交付金のあり方について	H26.1	① 交付金は、住民自治活動を下支えする重要な役割を担うもの ② 交付金の用途内容や経費対象項目等の明確化を図るべき ③ 交付金総額は維持し、地区統廃合による減額は行わない仕組みに ④ 各地区等での会計処理の透明性を確保し、交付金の用途を明確に ⑤ 市民局による支援の強化や交付金の交付趣旨など市民への周知を
2.市民局長の外部登用について	H26.12	現在の組織体制において、市民局長の外部人材の登用は難しいと判断される。
H26.5 住民総幸福のまちづくり条例（仮称）の制定について	H26.10	① まちづくり基本条例や第2次総合計画との整合性について ② 多種多様で干差万別の価値観と難解な表現等の整理について ③ 地域における「共助」の重要性等について ④ 「幸福度」の調査分析結果の市政や施策への反映について
H27.5 京丹後市まちづくり基本条例施行後 4 年以内ごとの検討及び見直しについて	H27.11	第13条 「年齢にふさわしい」⇒ 「年齢に応じた係わり方」に変更する。 第13条に次の項を追加する 「2市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。 第30条「市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。」 を「市及び市民は、子どもを学校や家庭のほか地域が支え、安心して子育て ができる環境をつくる責務を有する。」に変更する
H27.7 セーフコミュニティの世界認証取得に向けでの取り組みについて	H28.2	① 京丹後市のセーフコミュニティに向けて

		市の施策は、多岐にわたりおり、優先度、重要度など一定の配慮をもつて取り組むべきである。
	② セーフコミュニティを取り組むにあたっての課題 市民との協働を基本に地域特性を生かした「地域派生型」の取組を拡大することが必須	

○京丹後市まちづくり委員会からの提言

・平成28年12月提言

「持続可能な地域づくり」のための新たな地域運営組織のあり方について

1. 京丹後市が持続可能な地域として存続するためには、地域自治の強化と複数集落の支えあいの地域運営が必要であり、地域運営組織の形としては、小規模多機能自治や地域協議会が考えられるが、当面は、概ね旧村、旧小学校区の範囲を規模とする小規模多機能自治組織の設立を全市的に拡大していくことが適当であると考える。
2. 取組みの手法として、個々の地域運営組織エリアの将来ビジョンを地域住民の手で描き、市は均一的な地域づくりではなく、地域ごとの差異を認める合意形成を図り、市民局の強化を図ることが必要である。
3. 地域自治活動の活性化のためにには、市民局の強化（地域振興予算の一一定の裁量権と人材）が必要で、機構改革により総合政策関係部署で統括し、市民局機能の充実を図ることが必要である。さらに、市民局での専門員の配置、予算、人材の連携による事務局体制と活動拠点の確保が必要である。

平成30年1月提言

「地域まちづくりリーダーの育成・支援策について

1. 人づくりは地域づくりの根幹をなすものであり、持続可能なまちづくりのためには、長期的・計画的なリーダーづくりが求められています。リーダーづくりでは、次代を担う青少年層や、多様性を確保するため女性を対象とする必要があり、外部の専門家を招へいしたワークショップなどの研修や、視察などを含めた様々な学習機会が系統的に構成された育成塾（仮）などによることが有効です。
2. 育成塾（仮）などの運営は、市全体の方向性を持つた取り組み方と、町域程度の地域課題を考えるために地域塾（仮）があります。前者では市民協働、地域運営にかかわる部署による実施となり、後者では市民局等による実施が考えられます。
3. 地域づくりリーダーの養成・支援については、長期的視点が必要なことから、次代を担う中学生を対象に、まちづくりに関するアンケート調査が必要です。また育成塾（仮）などでは、女性を含め多様な人たちが参加しやすい内容や、地域から参加者の推薦枠を設けるなどの工夫が求められます。

